

いしかわ工場・施設版環境 I S O 実践モデル事業補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 いしかわ工場・施設版環境 I S O 実践モデル事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、石川県補助金交付規則（昭和 3 4 年石川県規則第 2 9 号）の規定によるほか、この要綱で定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、石川県内中小企業者等の工場や施設における温室効果ガスの排出抑制に資する設備機器の導入等を支援することで、地球温暖化対策のモデルを創出し、中小企業者等に対して、取組効果を広く波及させることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、「中小企業者等」とは、中小企業等経営強化法（平成 1 1 年法律第 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する者のほか、別に公募要領に掲げる者をいう。

(補助金の交付対象事業)

第 4 条 補助金の交付対象となる事業は、いしかわ工場・施設版環境 I S O 実践モデル事業により知事の採択を受けた中小企業者等が当該採択結果に基づき実施する事業に係るものとする。

(補助金の内容)

第 5 条 補助金の補助対象者、補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助対象期間は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、別紙様式第 1 号による補助金交付申請書を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 7 条 知事は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査のうえ適当と認められるものについて、補助金の交付決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を記載した補助金交付決定通知書を申請者に交付し、通知するものとする。

(補助金交付申請の取下げ)

第 8 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から 1 0 日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第 9 条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）に係る経費又は内容を変更しようとするときは、あらかじめ別紙様式第 2 号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の 2 0 % 以内の変更をする場合
- (2) 事業の目的及び効果に影響を及ぼさない内容の変更

(補助事業の中止又は廃止の承認)

第 1 0 条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする

きは、あらかじめ別紙様式第3号による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遂行)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって、予定の期間内に完了するよう補助事業を行わなければならない、また補助金を他の用途へ使用してはならない。

(補助事業遂行状況の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況について、知事の要求があったときは、速やかに別紙様式第4号による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(補助事業実績の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに別紙様式第5号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 知事は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第9条の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助事業者は、補助金の精算払を受けようとするときは、別紙様式第6号による請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 知事は、次の各号に該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (3) 補助金の交付決定後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のあった日から15日以内とし、期限までに返還金が納付されない場合には、知事は、補助事業者に対して返還期限の翌日から納付の日までの期間に応じて返還すべき金額の10.95%に相当する金額の延滞金を請求することができる。

(事業成果に関する報告)

第18条 知事は、必要があると認められた場合には、補助事業者に対し、補助事業の完了した

日が属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業に係る過去1年間の状況について別紙様式第7号による成果報告書の提出を求めることができる。

(事業成果に関する公表)

第19条 知事は、補助事業の内容や成果について公表し、又は補助事業者に発表させることができる。

(その他)

第20条 この補助金の交付について、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月8日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象者		以下の全ての要件を満たす者 ・石川県に主たる事業所を有する中小企業者等であること ・いしかわ工場・施設版環境ISOの登録を受けた、または登録申請中の中小企業者等であること	
補助対象経費	事業費	設備費	事業の実施に必要な機器・設備、その他備品の購入等に要する経費
		工事費	事業の実施に不可欠な工事等に要する経費及び本工事に附帯して施工することが必要な工事等に要する経費
	その他の経費		上記の経費のほか、事業を遂行するために必要な経費で、知事が特に必要と認める経費
補助率		対象経費の3分の1以内	
補助限度額		100万円以内	
補助対象期間		交付決定の日からその日の属する会計年度内	